

令和5年度 安全衛生関係各種講習会実施計画表

講習の日時・内容は各実施機関にお問い合わせください

実施月の 鳥、米、倉、湯、はそれぞれ鳥取市内、米子市内、倉吉市内、湯梨浜町内で実施することを示す

鳥取労働局 https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/

Table with columns for training type (e.g., 作業主任者, 技能講習, 雇入れ時教育), implementation organization (e.g., 県協, 建災, 協東), and dates from April to March.

※ A:雇入れ時教育 B:職長等教育 C:安全管理者の資格取得研修 D:安全衛生推進者等の資格取得研修

お問い合わせやお申込みは下表の各実施機関まで

Table listing implementation organizations (e.g., 建災, 林災, 協東) with their addresses and contact information (phone and fax).

令和5年度安全衛生関係免許「出張試験」のご案内

中国四国安全衛生技術センターの安全衛生免許「出張試験」が下記のように予定されています

- ◆ 日時：令和5年10月7日(土)
◆ 場所：倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
◆ 免許種目：一・二級ボイラー-技士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)、第一種・第二種衛生管理者
◆ 受験手続：ボイラー関係は「県協」、その他は「県協」「協西」「協中」で行います。
◆ 受付期間：窓口受付 令和5年7月31日(月)~8月1日(火) 郵送受付 令和5年7月31日(月)~8月7日(月) 必着

「中国四国安全衛生技術センター」のトップページはこちら



この計画表は鳥取労働局のホームページに掲載しています



令和5年度中国四国安全衛生技術センター、近畿安全衛生技術センターなどの「免許試験案内」は、次のホームページでご確認ください。安全衛生技術センターホームページ https://www.examin.or.jp/

裏面もご覧ください

労働災害防止担当者、危険有害業務従事者等への安全衛生教育は、労働災害防止対策の基本です！

主な安全衛生教育の例を1～5に記載しますが、各項目の各教育はいずれも抜粋したものです。詳しくは法令、通達を確認してください。

鳥取労働局

1 作業主任者を選任すべき作業（労働安全衛生法第14条）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。

作業の名称の一例	作業の内容	資格者
ボイラー取扱作業	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱い作業	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計に応じ、特級、一級、二級ボイラー技師免許、ボイラー取扱技能講習修了者
はい作業	高さが2メートル以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみが行うものを除く。）	はい作業主任者技能講習修了者
木造建築物の組立て	軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了者


2 就業制限業務（労働安全衛生法第61条）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められています。

業務の名称の一例	業務の内容	業務に就くことができる者	備考
ボイラーの取扱	ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱いの業務	ボイラー技士免許又はボイラー取扱技能講習修了者（※1）	（※1）ボイラー取扱技能講習修了者は一定のボイラーについてのみできる。
クレーンの運転	つり上げ荷重が5 t以上のクレーンの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定免許を含む。）	（※2）床上操作式クレーン運転技能講習修了者は床上で運転し、かつ、運転する者が荷の移動とともに移動する方式のみ運転できる。
	床上操作式クレーン（運転者が荷の移動とともに移動する方式の運転）	クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定免許を含む。）、床上操作式クレーン運転技能講習修了者（※2）	
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重が5 t以上の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許	（※3）小型移動式クレーン運転技能講習修了者は、つり上げ荷重が5 t未満の移動式クレーンのみ運転できる。
	つり上げ荷重が1 t以上5 t未満の移動式クレーンの運転の業務	移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習修了者（※3）	
ガス溶接等の作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接作業主任者免許、ガス溶接技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	
フォークリフトの運転	最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務	フォークリフト運転技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	道路の走行運転は、道路交通法による免許が必要。
車両系建設機械の運転	機体重量が3 t以上の車両系建設機械の運転の業務	車両系建設機械運転技能講習修了者、建設業法施行令に基づく資格、その他	「整地・運搬・積み込み用及び掘削用」、「基礎工事用」、「解体用」がそれぞれある。
玉掛け作業	つり上げ荷重が1 t以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務	玉掛け技能講習修了者、職業能力開発促進法に基づく資格、その他	

3 特別教育を必要とする業務（労働安全衛生法第59条第3項）

事業者は、危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと定められています。

業務の内容の一例	教育の名称	備考
研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	自由研削用といし取替業務従事者特別教育	卓上グラインダー、ハンドグラインダー、可搬式切断機など
	機械研削用といし取替業務従事者特別教育	平面研削盤、円筒研削盤、ならい研削盤、内面研削盤など
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	アーク溶接等業務従事者特別教育	
機体重量3 t未満の車両系建設機械の運転の業務	小型車両系建設機械運転業務特別教育	
つり上げ荷重が5 t未満のクレーンの運転の業務	5 t未満クレーン運転業務特別教育	
屋内において特定粉じん作業に従事する者	特定粉じん作業従事者特別教育	
フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	
チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造林の業務	伐木等の業務に係る特別教育	

4 安全管理者等に対する教育

次の教育は、安衛法で定められている安全管理者、安全衛生推進者、職長等の資格を得るための教育及び労働災害防止担当者の能力の向上を目的とした教育です。

教育の対象者	教育の名称の一例	教育の目的又は内容	関係条文又は通達
労働災害防止のための業務に従事する者	安全管理者選任時研修	安全管理者（※4）の資格取得のための研修（法定）	安衛法第11条（安衛則第5条） H18.2.24 基発第0224004号
	安全衛生推進者養成講習	安全衛生推進者（※5）の資格取得のための講習（法定）	安衛法第12条の2（安衛則第12条の3） 厚生労働省告示第134号（H21.3.30）
	職長等教育	建設業、製造業（一部適用除外）等の法定業種の事業場で、新たに職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、作業を指揮、監督するために必要な知識等の教育（法定）	安衛法第60条（安衛則第40条）
	衛生管理者などの能力向上教育	衛生管理者などに対し、その業務に関する能力向上を図るために必要な知識等の教育（定期又は随時）	安衛法第19条の2 能力向上教育指針
	特定自主検査者能力向上教育	特定自主検査に従事する者に対して、新しい技術に対応した検査技術習得のための必要な知識等の教育	S62.11.26 基発第670号 車両系建設機械 H6.9.29 基発第600号 フォークリフト

※4 安全管理者は、次の業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、安全管理者の資格を有する者（労働安全コンサルタントのほか、大学、高等専門学校、高等学校等において理系等の学科を修めて卒業し、その後一定期間以上産業安全の実務に従事した経験を有し、安全管理者選任時研修を修了した者等）から選任しなければなりません。

（林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業）

○ 衛生管理者は、業種に関係なく、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理者の資格を有する者（第一種衛生管理者免許所持者など）から選任しなければなりません。

※5 安全衛生推進者は、上記の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、安全衛生推進者養成講習修了者などから専属の者を選任しなければなりません。（上記※4以外の業種では、衛生推進者養成講習修了者などから専属の衛生推進者を選任しなければなりません。） ※ 安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則

5 危険有害業務従事者に対する教育

次の教育は、危険又は有害な業務に現に就いている者に対して、新たな知識・技能を取得させる教育、もしくは、安全で正しい作業に必要な知識・技能を付与する教育で、事業者自ら行うほか、安全衛生団体等に委託して実施することとされている安全衛生教育です。

教育の対象者	教育の名称の一例	科目	関係条文又は通達
危険又は有害な業務に従事している者	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	伐木作業等の特徴と作業の安全、チェーンソーの特徴と保守管理、健康管理、災害事例及び関係法令	安衛法第60条の2（能力向上教育） 安全衛生教育指針公示第6号（R.3.3.17）
	丸のこ等取扱作業従事者教育	丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）の安全な作業方法、点検整備、関係法令、実技（正しい取扱い方法）	H22.7.14 基安発第0714第1号 （特別教育に準じた教育）